

初山別村総合振興計画等作成業務 仕様書

1. 業務の名称

初山別村総合振興計画等作成業務(以下「本業務」という。)

2. 本業務の目的

○第8期総合計画・第2期総合戦略作成業務

本村では、現行の第7期初山別村総合振興計画と初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間がそれぞれ令和2年度で終了するため、第8期初山別村総合振興計画と、これと融合した第2期初山別村まち・ひと・しごと創生総合戦略を令和2年度で一体的に策定する。

本業務は、本計画等の策定にあたり、最新の政策動向や社会・経済情勢、住民ニーズ等を的確に反映した、本村にふさわしい計画等を策定するため、基礎的な調査から策定に至るまでの各種業務を、専門的な見地から支援を受けることを目的として委託するものである。

○国土強靱化計画作成業務

人口減少、少子高齢化をはじめ、地域を取り巻く社会経済環境も大きく変化する中、災害が全国どこでも起こりうるとの認識のもと、安心・安全な地域づくりは、地方公共団体の最も重要な課題である。平成23年の東日本大震災の教訓を踏まえ、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)」が制定された。この中で、地方公共団体の責務として、「第四条 地方公共団体は、(中略)国土強靱化に関し、(中略)地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、「第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、(中略)国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる」とされている。

また、国土強靱化地域計画に基づき地方公共団体等が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」「要件化」「見える化」「地方負担軽減」をすることとしている。

こうした国の政策を鑑み、“起きてはならない最悪の事態”を念頭に置き、安全・安心な地域社会の構築を推進するために国土強靱化地域計画の策定を支援することを目的とする。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和3年3月15日(月)までとする。

4. 業務概要

業務の概要は次のとおりとする。

●第8期総合計画・第2期総合戦略作成業務

(1) 必要資料の収集・分析

村及び北海道等の各種計画書や基礎的なデータを収集・整理・分析し、計画等策定の基礎とする。

(2) トップインタビューの実施

村長に対してインタビューを実施し、計画等策定の基礎とする。

(3) 現行計画等の状況調査の実施

第7期総合振興計画・総合戦略を含む、既設計画の課題を精査・分析し、本計画策定の基礎とする。

(4) 各課ヒアリングの実施

総合振興計画・総合戦略に職員の意見・アイデアを反映させるため、北海道立総合研究機構建築研究本部北方総合研究所とともに、各担当課にヒアリングを行う。

(5) 総合振興計画基本構想(案)の策定

以上の基礎調査等の結果及び北海道立総合研究機構建築研究本部北方総合研究所において作成された「総合計画等に係る報告書」を踏まえ、総合振興計画基本構想(案)を策定する。

(6) 「総合振興計画前期基本計画等策定シート」の設計と記入・回収

前期基本計画と第2期総合戦略に掲げる施策・事業等を調査する「総合振興計画前期基本計画等策定シート」の設計及び記入・回収を行い、計画等策定の基礎とする。

(7) 総合振興計画前期基本計画(第2期総合戦略含む)(案)の策定

「前期基本計画等策定シート」に基づき、総合振興計画前期基本計画(第2期総合戦略含む)(案)を策定する。

(8) 計画全体の補修正作業の実施

各種会議の結果等に基づき、計画全体の補修正作業を実施し、総合振興計画(第2期総合戦略含む)(案)として確定させる。

(9) パブリックコメントの実施支援

総合振興計画(第2期総合戦略含む)の庁内案が確定した段階で、パブリックコメントの実施支援を行う。

(10) 各種会議の運営支援

総合振興計画(第2期総合戦略含む)の検討・審議を行う各種会議の運営支援(運営アドバイス、資料の作成支援、出席は3回を想定)を行う。

● 初山別村強靱化計画作成業務

(1) 計画準備

本業務の実施方針の検討を行い、作業内容、工程等を業務実施計画書に取りまとめる。

(2) 基礎資料の収集・整理

本村における大規模自然災害等に係る現状や本村の対応施策・事業を把握するためのデータを収集・整理する。

(3) 初山別村強靱化計画策定のためのリスクシナリオ、脆弱性評価、対応策等の整理

初山別村強靱化計画策定のためのリスクシナリオ、脆弱性評価、対応策等の整理にあたっては、北海道の作成した「国土強靱化地域計画策定マニュアル〈道内市町村向け〉第1版」を踏まえ、以下の事項を検討する。

① 自然災害の想定

国の国土強靱化基本計画や道の北海道強靱化計画との整合性を確保しつつ、本村に影響を及ぼすと思われる大規模自然災害を想定する。

② 「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」の設定

国土強靱化基本計画や北海道強靱化計画を踏まえ、「基本目標」を設定するとともに、基本目標の実現に向け、「事前に備えるべき目標」の設定を行う。

③ リスクシナリオの設定支援

本村の状況を踏まえつつ、北海道強靱化計画との整合性を確保したリスクシナリオの設定を支援する。

④ リスクシナリオに基づく事業整理、脆弱性評価の実施支援

設定されたリスクシナリオに基づき、各リスクに応じた既存事業の整理、各リスクにおける脆弱性評価の実施を支援する。

既存事業の整理、課題の抽出は、受注者が作成する情報収集シートに庁内各課が記入する方式で行うものとし、受注者は庁内各課が記入したシートを整理し、脆弱性を評価する。

なお、担当課におけるリスクシナリオに対する課題の把握等は村事務局が行うこととし、受注者は、脆弱性評価の視点等についてアドバイスをを行うものとする。

⑤ 対応策及び指標設定の検討支援

⑥ 脆弱性のみられるポイントを踏まえ、対応策の検討を行う。

村事務局は提案された対応策について、担当課等と協議の上、対応策を決定する。また、必要に応じ各リスクにおける重要業績指標の設定を行うものとする。

(4) 初山別村強靱化計画(素案)の作成

(3)を踏まえ、北海道強靱化計画との整合性を確保しつつ、初山別村強靱化計画素案を作成する。村事務局は、必要に応じて庁内において検討会議を実施するとともに、素案に対して検討し、修正事項をまとめる。

(5) 初山別村強靱化計画(案)の作成

(4)を踏まえ、村事務局まとめた修正事項に基づき補修正を行い、初山別村強靱化計画案を作成する。

(6) 村事務局との打合せ

円滑な業務進行を図るため、村事務局と北海道立総合研究機構建築研究本部北方総合研究所との打合せを実施する。なお、打合せは、初回打合せを含めて3回程度の訪問を予定する。

7. 成果品

次のものを成果品として提出すること。

【第8期総合計画・第2期総合戦略作成業務】

- ① 成果品の提出期限は2月末日とする。
- ② トップインタビューの記録
- ③ 現行計画等状況調査結果報告書
- ④ 総合振興計画(第2期総合戦略含む)(製本5部)
- ⑤ 総合振興計画(第2期総合戦略含む)ダイジェスト版(A3サイズ 2p)
(※上記の電子データ一式)

【初山別村強靱化計画作成業務】

- ① 成果品の提出期限は11月末日とする。
- ② 初山別村強靱化計画書(製本5部)
(※上記の電子データ一式)

8. 成果品書式等

総合振興計画書については、デザイン、イラストを多用し、手に取って見てもらうことに最大限留意すること。計画書式の用紙サイズは、原則A4版縦とし、本文文字は12ポイント以上、図表の文字は10ポイント以上とすること。提出部数は5部(正本1部・副本4部)とすること。

9. その他

- (1) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- (2) 受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、村と連絡調整を行わなければならない。また、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、村の求めに応じて随時、業務状況の報告を行うこと。
- (3) 著作権をはじめとする、本業務の成果品における一切の権利は村に帰属すること。
- (4) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所が発見された場合は、受託者は速やかに村が必要と認める訂正、補正、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、村と受託者が別途協議する。